

部会資料 22 - 1 の第 5 の 7 (1) [4 頁] の記載を、以下のとおり変更する。

(1) 管轄等

ア 管轄

- ① 家事調停事件は、相手方の住所地の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所の管轄とするものとする。
- ② 遺産の分割の調停事件が家庭裁判所に係属している場合においては、寄与分を定める調停事件は、その家庭裁判所の管轄とするものとする。
- ③ 遺産の分割の調停事件の申立て及び寄与分を定める調停事件の申立てがあったときは、これらの調停手続は、併合してしなければならないものとする。数人から寄与分を定める調停の申立てがあったときも、同様とするものとする。

イ 家庭裁判所、地方裁判所又は簡易裁判所間の移送

- ① 家庭裁判所は、家事調停をすることができない事件のうち民事調停をすることができるものについて家事調停の申立てを受けた場合には、これを管轄権のある地方裁判所又は簡易裁判所に移送しなければならないものとする。ただし、事件を処理するために特に必要があると認めるときは、土地管轄の規定にかかわらず、事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、家事調停をすることができる事件のうち民事調停をすることができるものについて家事調停の申立てを受けた場合において、事件を処理するために必要があると認めるときは、これを管轄権のある地方裁判所又は簡易裁判所に移送することができるものとする。ただし、事件を処理するために特に必要があると認めるときは、土地管轄の規定にかかわらず、事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができるものとする。